平成26年5月29日 放送大学学園規則第1号

改正 平成 26 年 8 月 28 日、平成 27 年 10 月 1 日、 令和 2 年 3 月 30 日、令和 6 年 1 月 11 日

(趣旨)

第1条 放送大学学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)第31条第6項及び放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則(平成15年放送大学学園規則第3号)第5条の2の規定に基づく学長選考・監察会議の運営その他学長選考・監察会議に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(構成)

- 第2条 学長選考・監察会議の構成は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 寄附行為第31条第3項第1号により選任された者 4人
 - 二 寄附行為第31条第3項第2号により選任された者 4人

(審議事項)

- 第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる事項を審議し議決する。
 - 一 学長の選考に関する事項
 - 二 学長の免職に関する事項
 - 三 学長の業務執行状況の確認に関する事項
 - 四 その他学長選考・監察会議に関し必要な事項

(議長の選出及び会議の運営)

- 第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選により定める。
- 2 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代理する。
- 3 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

(召集)

- 第5条 学長選考・監察会議は、議長が招集する。
- 2 議長は、委員総数の3分の1以上の委員から会議に付すべき事項を示して学長選考・監察会議の 招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければなら ない。

(会議の成立等)

- 第6条 学長選考・監察会議は、全委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。
- 2 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の免職の申出をする場合は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(資料の提出等の協力)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他 必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 学長選考・監察会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑目1)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の運営に関し必要な事項は、学長 選考・監察会議の議を経て議長が定める。

附則

この規則は、平成26年8月12日から施行する。

附 則(平成26年8月28日)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年10月1日)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月11日)

この規則は、令和6年1月11日から施行する。